

チェックシート2の記入上の注意

姉小路界隈まちづくり協議会

姉小路界隈地域景観づくり計画書では、配慮事項の「(3)店舗は、静かで品格のある環境に貢献をします」を中心として、営業を行うにあたってのお願いをしています。チェックシート2にご記入するにあたって、以下の点をご確認ください。

1. 営業時間について

- 配慮事項の中で「近隣に迷惑をかける深夜の営業はしません」としています。
- 姉小路界隈は、多くの人たちが居住している地域です。そのため、深夜は静寂な環境を保つため、深夜営業をしないようにしています。
- 具体的には、深夜営業は、午後11時以降としています。特に飲食店の場合、午後11時には完全に営業終了ができるようにラストオーダーの時間についてもご配慮ください。

*深夜営業時間については、京都府環境を守り育てる条例の第57条に定められた深夜営業（午後11時～午前6時）の時間に基づいています。また、姉小路界隈地区の一部は、姉小路界隈地区建築協定区域となっており。そのエリアでは午後10時以降の小売店の営業を禁止しています。

2. 駐輪対策について

- 配慮事項の中で「道路への自転車を放置しません(20ページ)」「自転車での来店、通勤する従業員がいる場合には、駐輪スペースを確保します(21ページ)」としています。
- 道路空間を安心して歩くことのできるようにするために、自転車は道路にはみ出さないようにしています。
- そのため、来客者の駐輪対策、従業員の駐輪対策について、それぞれ記入してください。敷地内での駐輪対応ができない場合には、別途駐輪スペースの確保、外部駐輪場への誘導などの対応をご検討ください。

*国、府や京都市が管理し、不特定多数の人が利用できる道路への自転車放置について、京都市自転車等放置防止条例第4条2において、道路の機能に障害を生じさせたり、また長時間の放置することを禁止しています。

3. 荷捌きについて

- 配慮事項の中で「歩行者の安全などの妨げになる荷さばきや違法駐車はしません」としています。上記の観点から、荷捌きの方法や時間について、ご配慮ください。

4. ごみ処理について

- 配慮事項の中で「ゴミ出しのルールを守り、収集時間などに配慮して、近隣に迷惑をかけません」としています。上記の観点からゴミ処理の方法、時間について、ご配慮ください。

5. 換気(飲食店の場合)について

- 配慮事項の中で「近隣に対する騒音や悪臭などを発生させません」としています。
- 近隣への音や臭いについての影響について配慮いただき、換気の方法・場所がわかる資料を必要に応じて、添付してください。

6. 旅館業を営む方へのお願い

- 旅館業を営む方は、「京都市旅館業施設建築等指導要綱」に基づき、京都市に申請する「旅館業許可申請書」の写しを提出してください。

チェックシート2

対象行為：新たに営業活動を行う方、業種を変更される方

配慮事項「心地よく歩くことができる道路にします」・「店舗は、静かで品格のある環境に貢献します」について

(姉小路界隈地域景観づくり計画書の 20-21 ページ)

姉小路界隈まちづくり協議会御中

届出日 年 月 日

行為を行う場所：京都市中京区	
建築主（事業主）	(連絡担当)
住所	
連絡することのできる電話番号：	

■営業形態、配慮事項について（○数字は、「大事にすること（配慮事項）」の該当番号です）

店舗名		
業種		
定休日		
営業時間 ⑪	* 飲食店の場合：ラストオーダーの時間（ ）	
駐輪対策 ④	来客	(必要に応じて資料を添付してください)
	従業員	(必要に応じて資料を添付してください)
荷捌き ⑥	方法	
	時間	
ごみ処理 ⑫	(搬出方法・搬出時間について)	
換気 * 飲食店 の場合 ⑩	方法・場所	(必要に応じて資料を添付してください)

■旅館業を営む方は、旅館業許可申請書の写しを提出してください。